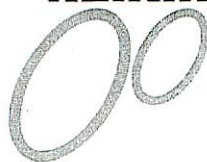


公認スポーツ指導者制度 オフィシャルブック

2007

KEIRIN



競輪補助事業

<http://www.keirin.go.jp/>



公認スポーツ指導者養成の基本コンセプト

財団法人日本体育協会及び加盟団体等は、生涯スポーツ社会の実現を目指し、生涯を通じた「快適なスポーツライフ」を構築するため、その推進の中心となるスポーツ指導者を養成する。

【財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者とは】

財団法人日本体育協会及び加盟団体等が、公認スポーツ指導者制度に基づき資格認定する指導者とは、スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる者である。

【望ましい公認スポーツ指導者とは】

公認スポーツ指導者は、日常の「生活／暮らし」にスポーツを取り入れることによって「豊かな人生」を得られることを広く一般に定着させるとともに、「仲間と楽しく行いたい」、「うまくなりたいたい、強くなりたいたい」さらに「健康になりたい、長生きしたい」という欲求に応えられるよう、その実現に向けて「サポート」という役割を持つ。

また、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展するとともに、社会的評価を得られるよう努力することが重要である。

公認スポーツ指導者ができること

- スポーツに初めて出会う子どもたちが、安心してスポーツ活動を楽しめるようサポートすること
- どの年代からでも、スポーツを始められるようサポートすること
- 生涯を通じてスポーツを楽しむ方法や機会を提供すること
- スポーツの経験がない人でも「スポーツ愛好家」に導くようサポートすること
- 技能をもっと高めたいという、ジュニアからトップレベルまでの競技者の願いが実現するようサポートすること
- スポーツを通して人間としてのマナー、エチケットなど豊かな人間性を涵養すること

指導者育成事業のあゆみ

1965年 (昭和40年) スポーツトレーナーの養成スタート。
東京オリンピックでの競技者育成・強化のノウハウを全国へ。スポーツ医・科学に立脚したスポーツトレーナーの養成を開始。

1971年 (昭和46年) スポーツ指導員の養成スタート。
競技力向上のための指導者だけでなく、地域スポーツ振興のための指導者養成を開始。

1977年 (昭和52年) 「財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を創設。
指導者の役割に応じた資格認定と指導体制の確立を目的として、加盟団体と一致協力して「公認スポーツ指導者制度」を制定。新たな発想のもとに共通科目と専門科目を学ぶ、スポーツ指導員、コーチ、上級コーチの養成を開始。

1979年 (昭和54年) 全国スポーツ指導者連絡会が発足。
全国のスポーツ指導者による①自らの資質の向上、②指導方針の徹底、③活動環境の整備、を目的として全国のスポーツ指導者の活動を促進するために協議する場を作った。

1982年 (昭和57年) スポーツドクターの養成スタート。
スポーツ競技者のケアにあたっている臨床医を対象にスタートした「スポーツ関係臨床医相互研修会(1978年)」から「公認スポーツドクター設置要項」に基づいたスポーツドクター制度として、スポーツドクターの養成を開始。

1986年 (昭和61年) 文部省保健体育審議会が「社会体育指導者の資格付与制度」を国に建議。
文部省保健体育審議会がスポーツ指導者の資格付与制度に関し、国がこの建議に基づき同制度の整備に努めることを要望した。

1987年 (昭和62年) 文部大臣が「社会体育指導者の知識・技能審査事業に関する規程」を告示。
文部省保健体育審議会の建議を受け、国が示す一定の基準を満たす事業を実施できる団体を認定する事業認定制度が創設された。

1988年 (昭和63年) 「財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を改訂。
「国の社会体育指導者の知識・技能審査事業に関する規程」に基づく制度に改訂。

1989年 (平成元年) 地域スポーツ指導者(C・B・A級スポーツ指導員)、競技力向上指導者(C・B・A級
1998年 (平成10年) コーチ)が事業認定され、養成スタート
1990年 (平成2年) 商業スポーツ施設における指導者(C・B・A級教師)が事業認定され、養成スタート
1992年 (平成4年) スポーツプログラマー1種・2種(スポーツプログラマー、フィットネストレーナー)、少年スポーツ指導者(少年スポーツ指導員・少年スポーツ上級指導員)が事業認定され、養成スタート
1994年 (平成6年) アスレティックトレーナーの養成スタート
1998年 (平成10年) アスレティックトレーナーが事業認定

2000年 (平成12年) 4月：文部大臣認定による「社会体育指導者の知識・技能審査事業」が、スポーツ振興法第11条の実施省令として「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となる。
スポーツ指導者の養成が、スポーツ振興法に基づく省令として位置づけられ、スポーツ指導者の重要性と期待が高まると同時に、その責任も高くなった。
6月：21世紀に向けた制度の見直し作業をスタート。
スポーツ指導者制度の更なる充実を図るため、財団法人日本体育協会指導者育成専門委員会内に「指導者制度検討プロジェクト」を設置。
12月：「行政改革大綱」が閣議決定。
「行政改革大綱」の中で「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革」が示され、公益法人が実施する制度等は社会的に定着、信頼性が確保できている。制度等が多様多様化し、行政による客観的評価が困難で、国民にも分かりにくい。国の責任での事務・事業であるかのような誤解を与える。お墨付きがなければ安心できないという意識を改革していく等の理由から、いわゆる「お墨付き」の廃止が決定された。
「スポーツ指導者の知識・技能審査事業に関する規程」も平成17年度末を持って廃止となることと決定。

2005年 (平成17年) 「財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を改定。